

令和6年(ワ)第1450号 裁判官忌避申立却下決定に対する抗告事件
(原審・新潟地方裁判所令和6年(モ)第29号)

決 定

神奈川県座間市緑ヶ丘六丁目1番23-102

抗告人 宮 部 龍 彦

川崎市多摩区三田四丁目1番地11-5号

抗告人 示 現 舎 合 同 会 社

同代表者代表社員 宮 部 龍 彦

主 文

本件抗告をいずれも棄却する。

抗告費用は抗告人らの負担とする。

理 由

- 1 本件は、抗告人らが、新潟地方裁判所令和6年(ワ)第23号ウェブページ削除等請求事件（以下「基本事件」という。）を担当する裁判長裁判官坂本浩志、裁判官高橋千穂及び裁判官高橋健斗（以下「本件裁判官ら」という。）について忌避の申立てをしたところ、原審が同申立てをいずれも却下する旨の決定をしたため、これを不服とする抗告人らが即時抗告をした事案である。

本件抗告の趣旨は、原決定を取り消し、本件裁判官らに対する忌避の申立ては理由があるとの裁判を求めるものであり、本件抗告の理由は、別紙「即時抗告申立書」（写し）の「第3 抗告の理由」欄に記載のとおりである。

- 2 基本事件は、基本事件の原告らが同事件の被告である抗告人らに対し、抗告人らが公開したインターネット上の記事により、同原告らの差別されない権利やプライバシー権が侵害されたとして、同記事の削除等を求める事案であり、本件裁判官らは、基本事件に関する訴訟記録閲覧等の制限の申立事件（新潟地方裁判所令和6年(モ)第5号、第18号）において、訴訟記録の閲覧等の制限を決定した（以下「本件各決定」という。）。)

ところで、民事訴訟法 92 条は、訴訟記録中に記載等されている保護に値する当事者の私生活についての重大な秘密が審理を介して漏洩することを防止しつつ、充実した審理を実施するため、当該当事者の申立てにより、裁判所が訴訟記録の閲覧等の制限をする旨の決定をすることができると規定している。

そして、民事訴訟法 24 条 1 項にいう「裁判の公正を妨げるべき事情」とは、裁判官と事件との関係から見て偏頗・不公平な裁判がなされるであろうとの懸念を当事者に起こさせるに足る客観的事情をいう。

抗告人らが原審及び当審で主張するところは、本件各決定について不服を述べるとともに、本件各決定した本件裁判官らが基本事件について偏頗・不公正な裁判をするおそれがあるというものである。

しかし、上記訴訟記録の閲覧等の制限の趣旨からすると、本件裁判官らが本件各決定をしたことは、基本事件との関係から見て偏頗・不公平な裁判がなされるであろうとの懸念を当事者に起こさせるに足る客観的事情には当たらないといふべきである。

そのほか、一件記録を検討しても、本件裁判官らに上記客観的事情があるとは認められない。

3 よって、抗告人らの忌避申立てをいずれも却下した原決定は相当であつて、本件抗告は理由がないから、棄却することとして、主文のとおり決定する。

令和 6 年 7 月 30 日

東京高等裁判所第 19 民事部

裁判長裁判官

後

藤



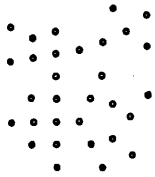
裁判官

山

城



裁判官 天 川 博



(別紙)



基本事件 令和6年(ワ)第23号 ウェブページ削除等請求事件

原告 部落解放同盟新潟県連合会 外3名

被告 宮部龍彦 外1名

即時抗告申立書

令和6年6月2日

東京高等裁判所 御中

〒252-0021 神奈川県座間市緑ヶ丘 6-1-23-102

TEL 080-1442-9144 / FAX 050-6877-5434

抗告人(基本事件被告) 宮部龍彦

〒214-0034 神奈川県川崎市多摩区三田 4-1-11-5

抗告人(基本事件被告) 示現舎合同会社

上記代表社員 宮部龍彦

上記当事者らの、新潟地方裁判所令和6年(モ)第29号裁判官に対する忌避の申立て(基本事件 令和6年(ワ)第23号 ウェブページ削除等請求事件)について、同裁判所が令和6年5月24日(決定書送達日 令和6年5月26日)にした後記決定は不服であるから、即時抗告をする。

第1 原決定の表示

本件申立てをいずれも却下する。

第2 抗告の趣旨

- 1 原決定を取り消す。
- 2 頭書事件について、裁判長裁判官坂本浩志、裁判官高橋千穂、裁判官高橋健斗に対する忌避には理由がある。
との裁判を求める。



貼用収入印紙	3000円	認印
郵便切手	—円	大橋

第3 抗告の理由

- 1 原決定は「民訴法 24 条 1 項にいう「裁判の公正を妨げるべき事情があるときとは、当該裁判官が当該事件やその当事者と特別な関係にある等、その裁判官の職務執行の結果、不公平あるいは偏頗な裁判がなされるであろうとの懸念を当事者に生じさせる客観的、合理的な事由がある場合をいう」とするが、民訴法 24 条 1 項の条文は「裁判官について裁判の公正を妨げるべき事情があるときは、当事者は、その裁判官を忌避することができる」であって、「公正を妨げるべき事情」を特に限定していない。
- 2 本件裁判官らが行った訴訟記録閲覧等の制限の決定が違法であるという事実は、裁判官が裁判の公正を妨げる恐れがあることを示している。特に、違法な決定が繰り返される場合、裁判官の判断が公平でない可能性があることは客観的かつ合理的な懸念である。この決定の違法性が裁判官の偏頗性を示す重要な証拠であることを無視することはできない。
- 3 抗告人が指摘する「被告の敗訴ありきの裁判が行われる」という具体的な懸念は、裁判官の過去の行動に基づいた合理的な疑いである。過去の決定が違法であった場合、その裁判官が今後も同様の判断を下す可能性があると考えるのは合理的である。
- 4 以上の通り、原決定には法律の解釈の誤りと、事実認定の誤りがあるため、取り消されるべきである

以上

これは謄本である。

令和 6 年 7 月 3 0 日

東京高等裁判所第 1 9 民事部

裁判所書記官 田 代 一 也

